

真宗神祇觀の一考察

——親鸞における神祇護念觀の理解をめぐって——

野 世 英 水

親鸞の神祇觀を窺うに、敢しい神祇不拝の立場と共に、一見神祇を肯定的に見るかの如き神祇護念の立場（念仏者は神祇によって護られ障りをうけない、よってこれをあなづりするといふことはない）も見受けられる。特に親鸞以降の真宗の変質化の歴史の中で、その神祇護念の立場は神祇信仰への妥協点として捉えられ、さらには神祇崇拜の立場へと移行せしめられていったものでもある。私達はこのような神祇護念の立場を親鸞のところへ立ち帰り、どのように理解してゆくべきなのであろうか。

親鸞によって開示された信心とは、決して歴史状況を捨象したところで成立するものではなく、状況を射程に入れたところで成立するものであったと考えられる。よってその信心の立場を考察するにあたっては、それを信の論理構造（内的要因）の面からのみ考察するのではなく、また歴史条件（外的要因）の面からのみ考察するのでもなく、その両者の接点

において考察してゆく必要があるであろう。すなわちここでは神祇護念の立場に立つ念仏者が、具体的な状況の中でどのような現実性・実践性を發揮し、どういう生き方をあらわすことになってゆくのかが基本的に問われなければならない。親鸞における神祇護念の立場に関する理解としては、次のようなものがあげられるようである。すなわち神祇護念の立場は、

a、神祇への妥協であり神祇不拝の挫折であるとする理解。

b、神祇不拝の立場の不徹底さを示すとする理解。

c、神祇不拝の立場を成立させるための方便として説かれたとする理解。

d、信心の味わい（内徳）として説かれているとする理解。

e、信によって主体のあり方が転回され、神祇から解放されていることを示すとする理解。

以上である。これらの理解のうちa、としては戸頃重基氏その他のあげられるであろう。戸頃氏は親鸞の神祇護念の立場が、一方では拒絶し他方では妥協するという親鸞における矛盾の、神祇観における現われであると指摘されている(『鎌倉仏教』。またb、としては山折哲雄氏その他のあげられるであろう。山折氏は神祇不拝を徹底しようとしてし切れなかった親鸞の苦悩の表出が、神祇護念の立場であるとされている(『親鸞における『内なる天皇制』』。c、としては星野元豊氏その他のあげられるが、星野氏は呪術的迷妄から脱せしめ神祇不拝へ引入せしめんがための方便として、神祇護念は説かれているとされている(『講解教行信証化巻(末)』。d、の理解としては神子上恵龍氏はじめ多くの教学者があげられる。神子上氏は冥衆護持とは念仏者にとって、自己を護持しているという法味であるとされている(『親鸞聖人における現世利益の一考察』。さらにe、としては二葉憲香氏その他の方があげられるが、二葉氏は神祇護念の立場が、民族宗教的仏教信奉の伝統において、仏と同一視せられ、同格にせり上がった神祇の地位を剝奪し、その宗教的權威を否定したことを示すものであり、神々に対する怖畏・祈願からの解放を宣するものであるとされている(『親鸞の研究』)。

では親鸞の捉えた「神祇」とはどのようなものであったのであろうか。それについては次の四つがあげられるであらう。

う。すなわち、

一、仏教及び宗教の対象としての相をとって現われる神祇(經論釈・外典等に見られる鬼・魔・天等の神祇)

二、自己の内面で主体的に捉えられた神祇(人間存在そのものに内在する我執性や迷妄性)

三、世俗的宗教集団として作用する神祇(本地垂迹説を教義に取り入れ神仏習合した聖道仏教教団における神祇性)

四、世俗権力としてはたらく神祇(自らの政治的權威を神祇によって裏打ちし、自らを神聖化・絶対化して民衆を支配しつてゆくとする政治権力における神祇性)

以上である。これらの「神祇」に対して親鸞は不拝の立場を教示するのであり、よってその立場の射程は、単に狹義の宗教の対象としての神祇に対する不拝のみにとどまらず、それは自己の我執性や迷妄性、神道化した仏教教団、及び神祇と結びついた政治権力に対する不拝まで拡張され捉えられるべきものと言えよう。このことに關して、山崎龍明氏と三木照國氏は次のように述べられている。

鬼神不礼の射程は、近くは人間そのものが内在している機執、自己の虚妄性に対する原理的否定であり、遠くは、自力聖道仏教といわれる諸宗、諸教団を内から支えている、いわゆる「鬼神」(伝統的神々)の否定にあったといえないであらうか。(山崎龍明「親鸞の鬼神不礼について」)

「神祇不拝」は、ただ「迷信からの解放」のみを叫んでいるのではなくて、「神祇」という宗教的権威と結びついた「権力」そのものの超克を訴え、当時の農民たちの物質的拘束（中略）や精神的呪縛（中略）よりの解放を宣言するものであった。（三木照国「神祇不拝」）

すなわち神祇不拝の立場に立つ念仏者が、自己の虚妄性や自力聖道仏教を内から支える神祇等を拝せず、宗教的権威と結びついた権力そのものを超克してゆくという生き方をあらわすところに、神祇不拝の立場の現実性・実践性はあると考えられよう。

ところで神祇不拝の立場は「仏に帰依せば、ついにまた其の余の諸天神に帰依せざれと」（真聖全二の一七五）とあるように、それは出世の立場、信の立場より語られるものと考えられる。そしてそのことは、神祇護念の立場においてもあてはまるであろう。すなわち親鸞は『教行証文類』はじめ多くの著作の上に神祇護念の立場を示しているが、その神祇護念観は大別して、神祇の守護性を語る面と神祇の無障碍性を語る面とに分けることができ、それら二面の対象（神祇が護念する対象）を窺う時、それらは共に仏法者・信心の行者へと収斂され語られていることが知られる。たとえば、

仏法をふかく信ずるひとをば、天地におはしますよろずのかみは、かげのかたちにそへるがごとくしてまもらせたまふことにて

さふらへば……。 （真聖全二の七〇〇）

信心ある人おぼひまなくまもりたまふとなり。まもるといふは（中略）天魔波旬におかされず、悪鬼惡神なやますことなしとなり。（真聖全二の六〇九）

つまり親鸞においては、神祇不拝も神祇護念も共に信心の上の一つのものとして語られているのであり、よって神祇護念の立場も先の神祇不拝の立場と同様な現実性・実践性の下に理解され、把握されねばならないことが知られるであろう。

この点より先ほどの神祇護念の理解を窺ってみるならば、護念の立場を神祇への妥協であるとし、不徹底であるとし、また方便であり、信心の味わいとする見方においては、不拝の立場の現実性・実践性の下に護念の立場を理解していないということが知られるであろう。またそれに対し、神祇からの解放を示すという理解においては、まさに不拝の立場の現実性・実践性の下にそれを理解していることが知られるであろう。すなわち親鸞における神祇護念の立場の現実性・実践性は、神祇不拝のそれと同質のものとして理解されねばならず、そのことを前提的にふまえた上で、親鸞の神祇護念観はその立場の一定の振幅も考慮に入れつつ、再度読まれねばならないと言えよう。

△キーワード▽ 親鸞、神祇不拝、神祇護念

（龍谷大学大学院）